

用途地域等の一括変更等（原案）に係る

説明会について（ご案内）

日頃より三鷹市政にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

現在、東京都による区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の見直しに合わせて、各自治体が用途地域等の見直しを行っています。三鷹市でも市街地環境に影響を及ぼさず、地区計画を策定する必要がないものに限って、用途地域等の境界線の見直しを進めています。（用途地域等の境界線の基準となる道路等の形状が変わった場合や境界位置が不明確な場合等が今回の見直し対象です。）

この度、三鷹市において調査・検討並びに前回の説明会の結果を踏まえ、用途地域等の変更（原案）について取りまとめましたので、説明会を開催します。

※通常、三鷹市では「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、地域のまちづくりにあわせて地区計画を策定した上で、随時用途地域等の変更を実施しています。

開催形式

オープンハウス型

※ご来場者は、ご不明点等がございましたらお尋ねください。
職員が対応させていただきます。

開催場所

三鷹市役所 第二庁舎4階 242・243号会議室
（三鷹市野崎一丁目1番1号）

※駐車スペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関などをご利用ください。

開催日時

令和5年5月12日（金）午前9時から午後7時まで

申込み

事前予約は不要です。会場に直接お越しください。

※ご来場者には、受付時に「住所」、「氏名」、「連絡先」
のご記入をお願い致しますので、ご了承いただける方のみ。

説明会資料について

説明会にご来場いただかなくても説明会資料（内容）をご覧いただける
取組として、資料は三鷹市ホームページにも掲載します。

※令和5年4月16日～5月14日（掲載予定）

三鷹市ホームページ



※QRコードは
（株）テンソーウェブの
登録商標です。



三鷹市役所案内図

問合せ先

三鷹市 都市整備部 都市計画課 都市計画係
（電話）0422-29-9701（直通）
（メール）toshikeikaku@city.mitaka.lg.jp